

## 随意契約理由書

神戸市

件名	令和5年度 6000形用 自動高さ調整弁・差圧弁整備業務
契約の相手方	大阪市高速電気軌道株式会社
根拠法令	地方公営企業法 施行令 第21条の14 第1項2号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>車両の床面高さは、乗客の乗降により上下する。自動高さ調整弁および差圧弁は、空気バネに空気を供給または開放することで、床面高さを規定値に戻す機能を持つ装置である。</p> <p>これらの機能を確保するため、車両の重要部検査・全般検査において当該装置を取り外し整備を行うが、整備には当該装置の機能および整備等に関する豊富な知識・技術を有しているほか、当局では保有していない専用の試験設備が必要となる。また整備を外注するにあたり、各検査の工程内におさめるには、発注先は関西圏に限られる。</p> <p>上記の条件を満たすのは、関西圏で㈱JR西日本テクノスと大阪市高速電気軌道㈱の2社であるが、㈱JR西日本テクノスは当該装置の外注業務を行っていない。よって、本業務を履行できるのは、大阪市高速電気軌道㈱のみである。</p>	
担当部署	交通局 高速鉄道部 地下鉄車両課 車両係 (電話番号 078-791-6582)